



～建設業・製造業・運輸業・卸売業に 支援金を交付します！～

見附市中小企業・小規模事業者

「物価高騰対策支援金」のご案内

エネルギー価格等物価高騰の影響を受けている見附市内の中小事業者のうち、指定する業種で下記の対象要件を満たした事業者に対して、従業員数に応じて支援金を交付します。

1. 対象業種

- (1) 建設業
- (2) 製造業
- (3) 運輸業
- (4) 卸売業

2. 対象要件

- (1) 令和8年7月1日以前から操業しており、今後も営業継続の意思を有すること
- (2) 見附市の市税等を滞納していないこと
- (3) 見附市暴力団排除条例に該当しないこと
- (4) 市の取材等広報活動に協力できること

3. 支援金の金額

市内事業所等に勤務する従業員数により2区分（常時雇用する従業員）

区分	従業員数	支援金額
1	0～9人	50,000円
2	10人以上	100,000円

4. 受付期間

令和8年7月15日（水）から令和8年9月30日（水）まで

5. 申請方法

- 「中小企業・小規模事業者物価高騰対策支援金交付申請書」を記入のうえ、必要な書類を添えて、窓口へ持参、郵送、メールのいずれかの方法で提出してください
(メールの場合は捺印した書類のPDFを添付)
- 申請書類は市ホームページに掲載しています

市HPへ



6. 交付決定

交付決定した事業者には「支援金交付決定通知」を送付します

<お問い合わせ/申請先>

担当：見附市地域経済課商工労働係

〒954-8686 見附市昭和町 2-1-1

電話：0258-62-1700（内線：231）

mail：chiikikeizai@city.mitsuke.niigata.jp

※この事業は国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しています